

地方税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

法律第三号

地方税法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百七十七条の八」を「第三百七十七条の七」に改める。

第十七条の六第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限については第二十条の五第二項又は第二十条の五の二の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正

又は当該更正に伴う加算金の決定 当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

第十七条の六第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「について更正」の下

に「(国税通則法第七十条第二項に規定する更正で同条第一項第一号に定める期限から五年を経過し

た日以後において行われるものを除く。)」を加える。

第十八条第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「若しくは第二号」を

「第二号若しくは第四号」に、「若しくは同項第二号」を、「同項第二号」に改め、判決があつた

日」の下に「若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日」を加え、「掲げる日」を「定める

日」に改め、同条第三項中「本款」を「この款」に改める。

第二十條の九の三第二項中「以下」を「第七十二條の四十八の二第五項及び第七十二條の五十第

三項を除き、以下」に改める。

第二十三條第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二條の十二」を、「第四

十二條の十二、第四十二條の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。及び第

四十二條の十二の四)に改め、同項第四号の三中「及び第六十八條の十五の二」を「から第六十八

條の十五の三まで及び第六十八條の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八條の十三

第四項」を、「第六十八條の十三第四項又は第六十八條の十五の四第五項」に改める。

第四十五條の四を削る。

第五十三條第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二條の九第四項」の下に、「第四

十二條の十二の三第五項」を加える。

第五十三條の二中「第二十條の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十

條の九の三第三項」に改める。

第七十二條の十八ただし書中「第五十九條の二」の下に、「第六十六條の五の三(第二項に係る

部分を除く。)」を加え、「及び第六十八條の六十二の二」を、「第六十八條の六十二の二及び第六十

八條の八九の三(第二項に係る部分を除く。)」に改める。

第七十二條の二十三第三項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律」に改める。

第七十二條の三十三の二中「第二十條の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第

二十條の九の三第三項」に改める。

第七十二條の五十五の三を削る。

第七十二條の九十九中「第二十條の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十

條の九の三第三項」に改める。

第七十三條の二第二号中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成

十一年法律第九十八号)附則第九條第一項又は第十一條第一項の規定により行う旧独立行政法人

緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一條第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団

法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九條第一項第一号イの事業を含む。第七十三條の二十九に

第七十三條の四第一項第四号の四中「障害者自立支援法第五條第十三項」を「障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十二項」に改め、同項第三十七号中「独立行

政法人森林総合研究所法」の下に「平成十一年法律第九十八号」を加える。

第七十三條の六第一項中「(独立行政法人森林総合研究所附則第九條第三項又は第十一條第三項

の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項又は

旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五

項の規定による換地の取得を含む。)」及び「独立行政法人森林総合研究所附則第九條第三項又は

第十一條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十

七條第二項又は旧農用地整備公団法第二十四條第二項において準用する土地改良法第六條第一項

の規定による土地の取得を含む。)」を削る。

第二百九十二條第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二條の十二」を

「、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)

及び第六十八條の十五の二の四)に改め、同項第四号の三中「及び第六十八條の十五の二」を「から第

六十八條の十五の三まで及び第六十八條の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八條

の十三第四項」を、「第六十八條の十三第四項又は第六十八條の十五の四第五項」に改める。

第三百七十七條の八を削る。

第三百二十一條の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二條の九第四項」の下に

「第三百二十一條の八の二第三項」を加える。

第三百二十一條の八の二第三項「第二十條の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第

二十條の九の三第三項」に改める。

第三百四十三條第六項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第

九條第一項及び第十一條第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第七

号イの事業及び旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業を含む。)」を削る。

第三百四十八條第二項第十号の四、第五百八十六條第二項第四号の五及び第七百一條の三十四第

三項第十号の四中「障害者自立支援法第五條第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律第五條第十二項」に改める。

第七百三十三條の四第十項第一号中「の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日を削り、

「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」

という。以後五年を経過する月までの間に属するもの」を、「において同じ。)」の下に「及び特定継続

世帯(特定同一世帯所属者と同じの世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を

経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者

がない場合に限る。をいう。以下この項及び第十八項において同じ。)」を、「乗じて得た数」の下

に「と特定継続世帯の数の四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加える。

三 特定継続世帯 第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第七百三十三條の四第十八項第一号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、「乗じて得た数」

の下に「と特定継続世帯の数の四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加え

る。

三 特定継続世帯 第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

口 平成二十四年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せず平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したものの平成二十五年度二分の一減額課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十四年度二分の一減額課税土地等であつたもの  
 ロ 平成二十四年度二分の一減額課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せず平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したものをいう。

5 市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

6 市町村は、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第三十三項」を「第三十項」に改める。  
 附則第五十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。  
 目次中「第六十五条の二」を「第六十五条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第二十三条第一項第十四号イ中「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法を「租税特別措置法」第三十一条に規定する一般利子等（同法）に改め、同法第四十一条の規定の適用を受ける利子、同法）を削り、同法第四十一条の三第一項」を「及び同法第四十一条の三第一項」に改め、及び政令で定めるもの」を削り、同号ロ中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、「第二十五条の二第三項及び」を削り、同号ニ中「第二十五条の二第三項及び」を削り、同項第十五号を次のように改める。

十五 特定配当等 租税特別措置法第八十一条に規定する上場株式等の配当等及び同法第四十一条の十二の二第一項各号に掲げる償還金に係る同法第六項第三号に規定する差益金額をいう。

第二十三条第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。  
 十六 特定株式等譲渡対価等 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び第六号において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の同項に規定する信用取引等に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。  
 第二十三条第四項中「から第十六号まで、次条第一項第七号」を「から第十七号まで」に、並びに第二款第三目「を、第二款第三目」に改め、「第六款まで」の下に、並びに附則第三十五条の二の五第二項から第四項まで」を加える。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの  
 第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十三項の項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第二十四条の三第一項ただし書中「第七十一条の七において同じ」を削る。  
 第二十五条の二第一項中「又は外国人」を削り、同条第二項及び第三項を削る。  
 第二十五条第二項第四号中「次条第九項及び第三十項、第三十二項及び第三十五項」を「次条第二十三項、第二十七項、第二十九項及び第三十項」に改める。

第二十五条第三項第一項中「第二十五項、第二十九項及び第三十項」を「及び第二十五項から第二十七項まで」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同条第六項第一号中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同条第二十二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二十四項中の法人税割及び利子割を削り、同条第二十五項中「第三十四項」を「第三十一項」に、「第三十五項又は第三十八項」を「第三十二項又は第三十五項」に改め、同条第二十六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第四十項」を削り、「第三十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「第四十項」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第二十六項」に改め、「第四十項」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「第二十九項」を「第二十六項」に、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「から第二十六項まで」を「及び第二十五項」に、「第四十一項」を「第三十六項」及び「第二十七項」に、「第三十一項」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項を第三十四項とし、第三十八項を第三十五項とし、第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「第二十九項又は第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十二項を削り、同条第四十三項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項を同条第三十九項とし、同条第四十六項を同条第四十項とし、同条第四十七項中「第四十四項若しくは第四十五項」を「第三十八項若しくは第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十八項を第四十二項とし、第四十九項を第四十三項とし、第五十項を第四十四項とし、第五十一項を削る。

第五十五条第一項及び第三項中「若しくは選付すべき額」を削る。  
 第五十六条第一項中「いい、利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む」を「いう」に改める。

第六十五条の二を削る。

第七百五十五条中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。  
 第七百五十六条第一項中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条に」「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第二項及び第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改める。

附則第五条の五第一項中「附則第三十五条の二第二項」の下に、「附則第三十五条の二の二第二項」を加え、同条第二項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第八条の二第三項中「第三十四項から第三十八項」を「第三十一項から第三十五項」に、「第三十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改める。

附則第三十三條の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二條第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得の金額（以下）を「利子所得及び配当所得」として政令で定めるところにより計算した金額（以下）を「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「道府県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八條の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項及び第六項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二條第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、道府県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、「第三十二條第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「同項第一項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十三條第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得」については、同条第一項を「利子所得及び配当所得」については、第三百十三條第一項に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額」として政令で定めるところにより計算した金額（以下）を「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第六項中「市町村民税」を「前項の規定のうち、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三條第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市町村民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第三百十三條第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「同項第一項」を「同条第六項」に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第五項に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第三十五条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二條第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第五項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第二項中「道府県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等（第六項において「一般株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき、「租税特別措置法第三十七條の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四條の四第三項、第三十七條の十第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第三十七條の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七條の十第三項及び第四項並びに第三十七條の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号及び第三号から第五号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十三條第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第十項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「市町村民税の所得割の納税義務者が」を「一般株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等に」に、「第三十七條の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四條の四第三項、第三十七條の十第四項」を「第三十七條の十第三項及び第四項」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第三十七條の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七條の十第三項及び第四項並びに第三十七條の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合には」を「第五項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号及び第三号から第五号までの規定中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第六号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十五条の二の三を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「第三十七條の十の二第一項」を「第三十七條の十一の二第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七條の十の二第一項各号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）に、同項各号」を「同法第三十七條の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）を特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡」を「附則第三十五條の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡」に、「及び前条第一項から第五項まで」を「前条第一項から第四項まで及び附則第三十五條の二の六第一項から第十項まで」に改め、同条第二項中「第三十七條の十の二第一項」を「第三十七條の十一の二第一項」に、「附則第三十五條の二の四第一項」を「次条第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして政令で定めるものを含む」を「同法第三十七條の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「並びに附則第三十五條の二の四」を「並びに次条から附則第三十五條の三

まで」に、「附則第三十五条の二の四」を、「次条」に改め、同条第五項中「特定管理株式又は特定保有株式が株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債」に、「第三十七条の十一の二第一項各号」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に、「この場合は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「この場合は当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等」に、「及び前条第六項から第十項まで」を、「前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」に改め、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条附則第三十五条の二の三とし、附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の特例)

第三十五条の二の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。に對し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項において準用する前条第四項第三号の規定により読み替えて適用される第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第六項、次条及び附則第三十五条の三の二において「上場株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
4 前条第四項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三條第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものと

する。以下この項において「上場株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6 上場株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市町村民税に関する規定を適用する。  
7 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
8 前条第八項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第八項中「附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の二の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第一項」に改め、同法第二項を「同法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第七項中「源泉徴収選択口座内配当等に係る」を「利子所得の金額及び」に改め、同法第三十五条の二の六第一項中「平成二十二年分」を「平成二十九年分」に、「附則第三十五条の二の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第四項中「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第五項中「附則第三十五条の二の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の二の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第七項中「附則第三十五条の二の二第一項から第四項まで」を「附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「配当所得」を「計算した」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第二項」を「附則第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の

二の二第五項」に改め、同法第二項を「同法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第七項中「源泉徴収選択口座内配当等に係る」を「利子所得の金額及び」に改め、同法第三十五条の二の六第一項中「平成二十二年分」を「平成二十九年分」に、「附則第三十五条の二の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第四項中「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第五項中「附則第三十五条の二の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の二の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第七項中「附則第三十五条の二の二第一項から第四項まで」を「附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「配当所得」を「計算した」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第二項」を「附則第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の

二第九項(同法第三十七條の十三の二第十項)に改め、同条第十一項中「平成二十二年」を平成二十九年(分)に、「附則第三十五條の二第六項後段」を「附則第三十五條の二の二第五項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項中「第三十七條の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第三十五條の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十四項中「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第十五項中「附則第三十五條の二第六項後段」を「附則第三十五條の二の二第五項後段」に改め、同条第十六項中「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十七項中「附則第三十五條の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十七項中「附則第三十五條の二第六項から第九項まで」を「附則第三十五條の二の二第五項から第七項まで」に、「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五條の二第六項中」を「附則第三十五條の二の二第五項中」に改め、同条第十九項中「第三十七條の十二の二第二十一項(同法第三十七條の十三の二第七項)を「第三十七條の十二の二第九項(同法第三十七條の十三の二第十項)に改める。

附則第三十五條の三第一項中「及び第九項」を「及び第十一項」に、「及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第四項、第九項及び第十二項」を「第六項、第十一項及び第十六項」に、「第八項」を「第十項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十六項中「第九項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十六項」に、「第九項及び第十一項」を「第十一項」に改め、同条第二十項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十五項」に、「第三十七條の十三の二第七項」を「第三十七條の十三の二第十項」に、「第三十七條の十二の二第二十一項」を「第三十七條の十二の二第九項」に、「附則第三十五條の三第三十項」を「附則第三十五條の三第三十八項」に改め、同条第十九項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十五項」に、「附則第三十五條の三第三十二項」を「附則第三十五條の三第三十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同条第十八項とし、同条第十三項中「第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十五條の二第六項から第九項まで」を「第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十五條の二第五項から第七項まで及び附則第三十五條の二の二第五項から第七項まで」に、「同条第六項」を「附則第三十五條の二第五項中」計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第三十五條の三第三十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)と、附則第三十五條の二の二第五項に「計算した金額(附則第三十五條の三第三十一項)を「計算した金額(附則第三十五條の三第三十五項)に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「前項」を「第十三項及び前項」に、「第三十七條の十三の二第五項」を「第三十七條の十三の二第八項」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「金額」の下に「第三十三項又は」を加え、「第六項」を「第八項」に、「附則第三十五條の二第六項後段」を「附則第三十五條の二第五項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 市町村民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七條の二第一項又は第三十三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時までに提出された第三十七條の三第一項の確定申告書を含む)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む)に限り、附則第三十五條の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14 前項の規定の適用がある場合における附則第三十五條の二の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第三十五條の三第三十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とし」とする。

14 前項の規定の適用がある場合における附則第三十五條の二の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第三十五條の三第三十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とし」とする。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五條の二第一項又は第三十三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む)に限り、附則第三十五條の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五條の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第三十五條の二の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第三十五條の三第三十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とし」とする。



附則第三十七條の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第三十五條の二第六項の株式等」を「附則第三十五條の二第五項の一般株式等」に、「附則第三十五條の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等」に改める。

附則第三十七條の二を附則第三十七條の三とする。

附則第三十七條の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)  
 第三十七條の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五條の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三十三條の四、第七百三十三條の五及び第七百六十六條の二の規定の適用については、第七百三十三條の四第六項、第七百三十三條の五及び第七百六十六條の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三十三條の四第六項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三十三條の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一條第一項中「から第五項まで及び第九項」を「から第四項まで及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項」を「第十項及び第十二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「移行一般社団法人等」の下に「整備法第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一條第一項において読み替へて準用する整備法第六十條第一項の登記(以下この項において「設立登記」という。)をしたものをいう。第十三項において同じ。」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十一項中「附則第四十一條第一項」を「附則第四十一條第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中「附則第四十一條第五項」を「附則第四十一條第十四項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第四十五條の四を削る改正規定、同法第七十二條の五十五の三を削る改正規定、同法第三百十七條の八を削る改正規定、同法第七百四十八條から第七百五十四條までの改正規定、同法第七百五十五條を削り、同法第七百五十四條の二を同法第七百五十五條とする改正規定及び同法第七百五十六條の改正規定並びに同法附則第三十三條の二、第三十三條の二及び第三十三條の二の四第一項の改正規定、同法附則第五條の四第一項第二号ハの改正規定(第十條の五)を「第十條の五の四」に改める部分に限る。、同項第三号の改正規定、同条第六項第二号ハの改正規定(第十條の五)を「第十條の五の四」に改める部分に限る。、同項第三号並びに同法附則第五條の四の二第一項第二号及び第五項第二号の改正規定、同法附則第五條の五の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法附則第五條の六の改正規定、同条を同法附則第五條の七とし、同法附則第五條の五の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二條第二項、第三十四條の二及び第四十四條の二の改正規定並びに附則第三條、第四條第二項、第三項及び第六項、第六條第一項並びに第九條第二項、第四項及び第六項の規定、平成二十六年一月一日

- 二 第一条中地方税法附則第三條の三の改正規定、同法附則第五條の四第一項各号別記以外の部分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五條の四の二の改正規定(同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。)、並びに同法附則第六條第五項、第三十三條の二第七項第四号、第三十三條の三第七項第四号、第三十四條第六項第四号、第三十五條第八項第四号、第三十五條の二第十項第四号、第三十五條の三の二、第三十五條の四第五項第四号及び第四十五條の改正規定並びに附則第四條第四項及び第五項、第九條第三項及び第五項、第十九條並びに第二十一條の規定、平成二十七年一月一日
- 三 第二条(次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第五條第一項から第四項まで、第十七條、第十八條、第二十二條及び第二十三條の規定、平成二十八年一月一日
- 四 第三条中地方税法附則第三十二條の七の二第一項、第三百二十一條の七の五第一項、第三百二十一條の七の八第一項及び第三百二十一條の七の十の改正規定、同条を同法第三百二十一條の七の十とする改正規定、同法第三百二十一條の七の九の改正規定、同条を同法第三百二十一條の七の十とする改正規定並びに同法第三百二十一條の七の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第十條第一項の規定、平成二十八年十月一日
- 五 第二条中地方税法附則第五條の五、第三十三條の二及び第三十五條の二の改正規定、同法附則第三十五條の二の三を削る改正規定、同法附則第三十五條の二の二の改正規定、同条を同法附則第三十五條の二の三とし、同法附則第三十五條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の二の四第一項、第三十五條の二の五第一項及び第七項、第三十五條の二の六、第三十五條の三、第三十五條の三の二、第三十五條の六並びに第三十七條の改正規定、同法附則第三十七條の二を同法附則第三十七條の三とする改正規定並びに同法附則第三十七條の次に一条を加える改正規定並びに附則第五條第五項、第十條第二項、第十四條、第二十三條及び第二十四條の規定、平成二十九年一月一日

六 第一条中地方税法附則第五條の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定(第十條の三の二)を「第十條の三の三」に改める部分に限る。、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五條に四項を加える改正規定(同条第三十八項に係る部分に限る。)、港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五條の九第一項の改正規定、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一條第三項の改正規定(において同じ)を「及び第十四項において同じ」に改める部分に限る。、及び同条に一項を加える改正規定、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)、第十七條の六第一項第四号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後にされる新法第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う新法第十七條の四第一項第一号に規定する加算金の決定について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う旧法第十七條の四第一項第一号に規定する加算金の決定については、なお従前の例による。

2 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる新法第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求に係る新法第十八條第一項に規定する地方税の徴収権について適用し、施行日前にされた旧法第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求に係る旧法第十八條第一項に規定する地方税の徴収権については、なお従前の例による。